

第百二回 参議院大蔵委員会 會議録第七号

昭和六十年三月二十七日(水曜日)
午後二時二分開会

委員の異動
三月二十六日
辞任 栗林 卓司君
補欠選任 小西 博行君

出席者は左のとおり。
委員長 藤井 裕久君
理事 伊江 朝雄君
大坪健一郎君
藤井 孝男君
竹田 四郎君
桑名 義治君

委員 岩動 道行君
下条進一郎君
中村 太郎君
藤野 賢二君
宮島 渥君
矢野俊比古君
吉川 博君
赤桐 操君
大木 正吾君
鈴木 和美君
多田 省吾君
近藤 忠孝君
小西 博行君
青木 茂君
野末 陳平君
江島 淳君

政府委員
大蔵政務次官 江島 淳君

大蔵大臣官房審議官 大山 網明君
大蔵大臣官房審議官 角谷 正彦君
事務局側 河内 裕君
常任委員会専門員 小倉 武一君
税制調査会会長 名東 孝二君
日本大学教授 古田 精司君
慶應義塾大学教授 飯塚 毅君
T K C 全国会会長

参考人
本日、参考人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。
本日は、御多忙のところ本委員会に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。委員を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。参考人の方々から忌憚のない御意見を承りまして、法案審査の参考にいたしたいと存じます。
これより参考人の方々から御意見を述べ願うわけでございますが、議事の進行上、最初に参考人の方々からお一人十分程度で御意見を述べいただき、その後委員の質疑にお答えいただく方法で進めてまいりたいと存じますので、よろしく御協力をお願いいたします。
それでは、まず小倉参考人からお願ひいたします。
○参考人(小倉武一君) 六十年度の税制改正につきましては所見を申し述べようというお話でございます。
そこで、税制調査会が昨年十二月に政府に答申をいたしました六十年度の税制改正に関する答申に即しまして、改正の考え方などについてお述べすることになったと思ひます。
皆様既に答申の内容等は御承知だと思ひますので、ちよつとお聞き苦しい点が多いかと思ひますが、御寛容願ひしたいと思います。
まず最初に、税制改正の基本的な考え方でありまして、六十年度の税制改正につきましては、昭和六十年代を通じての財政の展望と財政運営に関する次のような基本的な考え方が前提になっております。
まず、我が国の財政は、昭和五十年代を通じて行われまして歳入歳出面にわたる健全化の努力にもかかわらず、一層深刻な状況に置かれております。現状のままで推移します限り、財

本日の會議に付した案件
○法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○租税特別措置法及び所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○委員長(藤井裕久君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。
まず、委員の異動について御報告いたします。昨二十六日、栗林卓司君が委員を辞任され、その補欠として小西博行君が選任されました。
○委員長(藤井裕久君) 次に、法人税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法及び所得税法の一部を改正する法律案の両案を便宜一括して議題といたします。
本日は、両案審査のため、参考人として、税制調査会会長小倉武一君、日本大学教授名東孝二君、慶應義塾大学教授古田精司君、T K C 全国会会長飯塚毅君、以上四名の方々の御出席をいたしております。

政本来の機能が阻害される、あるいは世代間の受益と負担の不均衡が生ずる、あるいは将来インフレになるのではないかとというような危惧もないことではございません。あるいはまた金融の関係では、クラウディングアウトが発生するというふうなことも懸念されているところであります。
また他方、今後の財政を展望いたしましても、構造的に厳しい状況が立ちあはだかつておることは否めないと存じます。今後、我が国の経済社会の活力を維持し、国民生活の安定と充実等を図るためには、速やかに財政の健全化を図り、財政の対応力を回復しておく必要があるということでありまして、
さらに、昭和六十年代の財政運営に当たりましては、引き続き歳出面において既存の制度、施策の根本にまで立ち返った抜本的な再検討を行うとともに、歳入の基幹たる税制につきましましては、各種公共サービスの確保は国民の負担によつて賡づけられるべきものであるという基本的な考え方のもとに、社会経済情勢の変化に即応してそのあり方を幅広い角度から根本的に見直さなければなりません。
このような考え方を踏まえまして、昭和六十年代におきましては、税収の大幅な伸びを期待することが難しい、こういう状況でございますので、公債発行額のできる限りの縮減が強く求められておることも考えまして、歳出の徹底した見直しとあわせて、税制改正につきましては前年度に引き続き税負担の公平化と適正化を推進する観点から最大限の努力をすべきではないかということにいたしましたわけであります。
そこで次に、昭和六十年度の改正の考え方でありまして、個別具体的に申し上げますと次のようでございます。
まず第一に、貸倒引当金の法定繰り入れ率の引

期限の国債、地方債、そういうように多様化するんです。いろんな多種多様な国債、地方債を出す。現在のように日銀引き受けはありませぬ。そういうときに余り取り越し苦労をなさらない方がいいのじゃないかと考えます。

次は不公平な税制を是正するということであります。問題はやはり不公平な税の虫食いですね、タックスエロージョンという。この税の虫食いのものを直すことが私はやっぱり先決ではないか。シャープ勧告税制を見直すというように、虫食いをやってきました。今さら見直しもないうと思うので、シャープ勧告でうたっているように、法人税を三五%にするとか、それから所得税を一〇%から五五%まで八段階にするとか、もつとこういうことをやっておけば、今日のような問題にならなかつたと思うんです。所得税が行き詰まったなというふうなことになるなかつたと思う。それが、税の虫食いのおかげでこうなつた。そのかわり、キャピタルゲインを全額課税する。それから租税特別措置を廃止する。要するに、今問題になっているアメリカのフラット、アメリカ流にフラットでもう簡素化してしまつて所得税減税を私はやることを提案したい。

それで、財源は幾らでもあるわけでありまして、ここに持つてきました「公正な税制確立のための財源試算」という、こういうものが不公平な税制をただす会から出されておるわけでございますが、この中の一部をとってみますと、所得税と法人税の改正で五兆三千億ほど浮いてくると言われております。それからまた、大企業の所有する土地の含み資産に着目しまして、法人財産税として毎年一%を取ると三兆八千億。それにマイナスのはね返り減収を差し引いても一兆四千億。合計すると六兆七千億ぐらゐのものが浮いてくるわけですね。

それ以外に、例えば私の提案の一つは、土地増価税であります。根拠は、戦前の昭和十一年九月を基準にしまして、卸売物価は七百倍、消費者物

価は千五百倍、サラリーマンの給与は二千倍。ところが、住宅地の値上がりが一万二千二百倍というところでもない値上がりなのであります。こういうところから土地税制が甘いということなのであります。それで、これは長期信用銀行の調査資料によると、資産格差の方が所得格差よりも大きいということをばつり調査資料がうたつております。したがって、現在の大地主と、それに對しまして、住宅ローンに泣いておるそういうサラリーマン世帯とは非常な格差だ。日本は戦後平等になつたんでおつしやつていますけれども、それはこういう問題について、特にストックの格差について目をつぶつておるんじゃないでしょうか。フローの、所得の格差が縮まつてきた。最近、またちよつとあいていますけれども。

そういうわけで、この土地問題は、私は避けて通れないと考えております。もちろん、前提条件は、百坪以内の居住用は免税にするとか、中小企業向けのきめ細かい配慮をするとか、農家ばかりを目的のかたきにする宅地並み課税はやめるとか、そういうことをやりまして、それで計算をしてみますと、この二十五年間に地価が三十八倍になつておるんです。公示価格で七百五十兆円の値上がりになつておる。それだけでも、一〇%の大口が大体半分以上をお持ちですから、したがってその大口に限定をする。三大都市圏の大地主が大体一人から一万五千人しかいないんですよ。

したがってここに今、七百五十兆円のうちのごくわずか、百兆円、百兆円に一〇%を掛けます。韓国では八〇%なんです。だから一〇%くらいはそう大したものではないと思うんですが、現在の固定資産税四兆円を引けば、六兆円ぐらゐの純増になるんじゃないかと思うんです。これを不公平な税制の是正に充てたらどうか。もちろん、赤字国債の減額にまづ充てる。それからさらに、アメリカ式の今申し上げた三段階から八段階のフラット方式によつて所得減税をお勧めしたいと思つております。

これに對して、いや法人税はもう世界先進国の中では最高に高いということを経団連資料がうたつておるではないかとおつしやるかもしれませんけれど、これは明らかに間違ひ。大蔵省は遠慮なすつて間違ひだということをおつしやるなかつたようでありまして、私ははつきりこの際申し上げておきます。この場合、引当金が無視されておる。引当金が無視されておるんです。それを欧米並みに計算をいたしますと三九・二%になります。米国よりは高いけれど欧州よりは低いということになります。

それから、しかもこういう資料がある。日本銀行の国際比較統計、これは五十九年六月号であります。この中にOECDの資料を引用しております。これによると、法人所得に対する法人直接税と税外負担の割合、一九八一年では日本は四〇・九%、アメリカは四二・三%、こういうわけではこれはアメリカよりも低いんです。したがつて、もし経団連資料が正しいとおつしやるのだったら、OECD資料が間違つておるということをはつきりと証明してもらいたい。

重税国家になつてはいかぬということを経団連がおつしやるのなら、これは私も賛成なんです。要するに税金を重たくして栄えた国はないんですよ。そういう趣旨のことではないかと私は善意に解釈しております。そういうわけで、今の二つ目の財政再建、私流の財政再建でございます。

第三番目は、要するに不公平を温存しながら、助長しながら、それでEC型付加価値税のようなものを導入するということでありまして。これは一口に言えば、ちよつと我が年配になるとんだんとせい肉がふえてくるわけで、せい肉を落とすのが一番正しいと思うんですよ。そのせい肉落とすをいいかげんにしておいて、肥満体質に麻薬を打ち込むのと私は同じだと考えております。この税金というものは税痛がありませんね。それで、どんなエンスカレートしていくということになると、これはお隣の韓国、それからまた中南米

の独裁国、それからEC諸国、大体大型間接税をやつておる国でどこが栄えた国がありますか。それからまた、脱税をなくするなというふうなことをおつしやつておる評論家がおるんだけれど、あの大型間接税の国イタリアとかフランスを見てごらんないや、脱税王国じゃないですか。どこでそういうようなことが出てくるのか、私はそういう評論家に聞いてみたいと思ふんです。私、幾ら聞いても答えてくれないんです。

そういうわけで、今不公平を正すということを盛んにおつしやつておられるのを私聞いておるわけでありまして、しかしナイーブに考えまして、金持ちと庶民が同額の税金を払う、どこにそれが公平がありますか。明らかにこれは庶民泣かせだということは常識じゃありませんか。ところが、現在サラリーマンは六〇%以上の負担をしておる。それで国民全体で大型間接税を負担するとサラリーマンの分だけ下がつてくるということをおつしやつておる評論家がおるけれど、しかし、その国民の八〇%はサラリーマンですよ。しかも年収五百万円以上は一三%しかない。わずかに一三%しかないんですよ。だからサラリーマン階層も今階層分化しているんですよ。

それから、抱き合せて同額の所得減税をおやりになると、必ず上の方に厚く優遇されて、下の方に薄くなるということ、これはこれまでの経験上そうなつておる。特に課税最低限以下、今四大家族で二百三十五万円以下、この方々には減税効果はないですよ。幾ら減税したくても減税効果はない。それで、財政再建をおつしやつておられる。特に大蔵省あたりは御心配のようでありまして。そうすると、最初はプラス・マイナス・ゼロかもわからぬけれど、財政再建を叫べば叫ぶほど必ず増税になるに決まつておる。増税になつて、この大型間接税なりEC型付加価値税という甘い汁が出てきたら、圧力団体、利益圧力団体というものは必ずやそれを目にかけて余計に補助金をもらおうとするのは当然じゃないですか。今まで一億

円もらった、今度は甘い汁ができたから倍の二兆円にしてくれ、こういうふうに出てくることはこれは火を見るよりも明らかです。

したがって、今まで実施した国々でもどんだんどんエスカレートしているんです。そういうわけでありまして、この税金は非常に危険なものであるということでもあります。

時間が参りましたので後でまた補足させていただきます。

○委員長(藤井裕久君) ありがとうございます。

次に、古田参考人をお願いいたします。

○参考人(古田精司君) せんだって参議院事務局の方からお電話をちょうだいしまして、この委員会に参考人として出席するようにというお話がございました。法人税法並びに租税特別措置法改正についての問題であるということなので、私ではお役に立ちませんからということで一たんはお断り申し上げました。つまり租税特別措置法を勉強しておりましたので御勘弁願いたいというふうな申し上げましたところ、法人税だけでも結構であるというお話でございましたので、きょう出てまいりました。

私、法人税につきまして何が申し上げられるかということをよく考えてみますと、二十五年ぐらい法人税について、断続的ではありますが勉強はしておりますけれども、しかし、アメリカの法人税の権威のリチャード・グールドがかつて申しておりました。法人税という税金はいろいろな学者がその一部を研究してはこういう税金だというふうに言っているけれども、しかしそれはあくまでも一部であって法人税の全体像ではないということを申しております。私もその一部をなでているにすぎないのでございまして、ここでもって皆様にお役に立つようなことを申し上げられる、そういう自信はございません。むしろこの十分間という限られた時間の中で、法人税というのは確かにそういう難しい税金だということをわかりただけならば、あるいは私がここにきょう出向い

てまいりました意味があるかもしれません。そう私考えまして、簡単に二つほどポイントを絞って申し上げたいと思います。

一つは、現在の法人税という税金、これが日本だけではなくて欧米諸国に共通して抱えている問題点は何かということでもあります。

私は、ほぼ三つに要約できるのではないだろうか。

それは第一番目は、法人税という税金はこの国でも直接税ということと処理されております。しかしここ何十年と、直接税ではないのではないかとこの点について学者が鋭意研究を重ねてまいりました。私も実はその一人なのであります。残念ながら、私も実はその一人なのであります。残念ながら、私も実はその一人なのであります。残念ながら、私も実はその一人なのであります。

第二点は、これはよく指摘されている点でございます。所得税とそれから法人税、これが法人利潤に対して支払い配当、受取配当という段階でもって二重に税金がかかっている、これが不公平という問題だけじゃなくて、資金市場の効率性を阻害するのではないかと、そういう批判がございまして、この点につきましてもさまざまな研究がございまして、そうではないという反論もございまして、それもここで要約して申し上げられるほど簡単な問題ではないというふうに私は存じます。

そして第三の問題点は、これも皆様よく御存じだと思っておりますが、法人企業が資金調達する際に、株式発行によりまして資金調達した場合に、これは配当として報いるわけですが、個人株主の段階で、これは先ほど申し上げましたように税金を取られるわけでございます。ところが銀行から借入金という形で資金調達します場合には、御承知のとおりこれは支払い配当の段階で損金として落とせる。こういった差別待遇が、結局高度成長のプロセスで企業の資本構造のゆがみをもた

らした。つまり、自己資本比率がどんどん低下していったのは税制のためだという批判がございました。この問題につきましても、税制だけではないのだ、むしろ高度成長が主要因であるというふうな批判が出てくることも皆様御承知かと思えます。

こういった問題につきまして、欧米ではどういうふうな対応が出ておりますかと申し上げますと、大体一九七〇年代の末にスウェーデンとかあるいはアメリカ、イギリスで調査報告書が出てまいりまして、その報告書に共通しておりますのは従来の所得税中心税制を改めて支出税中心税制にしよう、そういう動きでございます。これは法人税制のあり方について非常に示唆に富む提案でございます。と申し上げますのは、先ほど申し上げました法人税制が抱えている三つの問題点が、これが一挙にして解決とは申しませんが、解きやすいという形に置きかえられます。

例えば、まず第一点に、法人利潤課税としての法人税というのは御承知のとおり大変面倒な仕組みでございまして、一体この税負担をだれが負担するのかということについては議論がなかなか決着しないというの、一つは法人利潤というものの正体がはつきりしないというところから原因がある。それに対して、支出税の一種でございましてキャッシュフロー法人税あるいは資金ベース法人税という形に変えますという、今度は利潤に対する課税ではないということでもって非常に扱いやすくなるということが一つでございます。

それから第二番目の、二重課税の問題でございます。配当が法人税の段階と所得税の段階で二重課税になるというそういう問題も、支出税制に全く切りかえた場合にはそういう問題はたちどころに消えてなくなるという利点がございまして、それから第三番目の、借入金とそれから株式発行、つまり支払い配当と支払い配当の法人税上の差別待遇という問題も、これも支出税という体系の中では、法人税もやはりキャッシュフローとい

うことで、流入マイナス流出に対して税金がかけられる。これは少し詳しく申し上げます。あるいは御質問がありましたら後ほど。

イギリスのミッド報告の中では、製造業に対してはRベース、Rベースと申しますのは実質ベースのキャッシュフロー法人税、それから金融機関に対してはこれはむしろFベース、Fベースと申しますのはフィナンシャルのFをとったわけでございます。Fベースのキャッシュフロー法人税。ミッド報告ではむしろ、RプラスFといったキャッシュフロー法人税をできれば実施したいというふうな考えを持っているようにございまして、私がなぜこういうことを申し上げるか申しますと、昭和四十年ごろ東京商工会議所の税制部会で私は、EC諸国が付加価値税という税制を共通税制として実施しようとしている、日本でもそういう税制を将来考えなければならぬだろうからそれを今から研究するのはいいかというふうなことを今から提案したところ、さる大蔵省のOBの方にしかられました、新税は悪税であるというところで取り上げられなかったのですが、私はまさかそういう付加価値税が十数年後、昭和五十四年に自民党が付加価値税導入を掲げて選挙を戦うなんて夢にも思わなかったのです。そしてまた、自民党が増税、新税を掲げて選挙をやるなどということは、私もある評論に書きました、あり得ないと思いましたが、予想どおり勝つことはできま

りしたのですが、予想どおり勝つことはできませんでした。そういう意味で、いやそういう意味と申しますよりは、私がそういう問題をここで申し上げるのには、アカデミックな参議院、その中でも大蔵委員会が最もアカデミックというふうな聞いておりますので、そういう場でもって長期的な、特に二十一世紀の日本の税制のあり方というもの、これを考える場というのはここをおいてほかになくはないかということできょう申し上げたわけでございます。あと時間が一分だけございましてので申し上げます。

いのですが、第二点と申しますのは、公益法人課税につきまして少し御理解をいただきたいというふうに私、考えております。

それは何かと申しますと、今二十数万公益法人がございます。その中で八割ほどが宗教法人を占めておりまして、宗教法人課税というのはいかに乱脈なものか。乱脈というのは言葉が過ぎるかも知れません。しかし、新聞によれば乱脈とございます。それが、ほかのいわば本来の公益事業活動を行っている一万七千ほどの公益法人に対して、マイナスの効果を持つていっているのが私としては残念でございます。つまり、宗教法人がなぜ新聞に報道されているような乱脈な脱税を繰り返しているかということにつきましては、それはいろいろな理解があるかと思ひます。私が申し上げたいのは、一万七千ほどの、学術とかあるいは国際交流とか教育とか、そういった本来の公益活動に専心鋭意活動している公益法人、本来の公益法人活動というものを税制面で阻害するようなことがあるということとは望ましくないのではないかと。

一つのエピソードを御理解を得るために申し上げますと、これは、海外の留学生のためのスカーシップを出しているある財団の理事長さんがおっしゃっていました。外国から来る留学生は、日本国からもう奨学金はそんなに感謝しない、むしろ当たり前だと思つてゐる。しかし我々が提供するスカーシップというのは本当に涙を流して喜んでくれる。そういう我々の活動というものをもう少し御理解いただきたいということを申し上げておりました。

これだけ申し上げまして、私の報告を終わらせていただきます。

○委員長(藤井裕久君) ありがとうございます。

最後に、飯塚参考人をお願いいたします。

○参考人(飯塚教君) TKC全国会の、公認会計士、飯塚教でございます。

旨を申し上げ、終わつてから各党の先生方の御質問に順次お答え申し上げます。

今国会の大蔵委員会に提出されました法人税法、所得税法、租税特別措置法の一部改正案を拝見いたしました。遺憾にたえないと感じます点が多々ございまして、時間の制限がありますのでそのうちの主要点だけを申し上げます。

まず最大の問題点。税法は公法の一部でありまして、法律、とりわけ公法は、いわゆる社会を形成する力、ソチアルゲシュタルツングスマイトといいますが、を持つ点を本質とするものであります。従来存在している我が国の税法を含め、今回の税法改正案には、国家はいかにあるべきか、特に自由主義国家はいかにあるべきかという国家のあり方に関する根本思想が、条文として表示されていらない点を強く残念に思うものであります。

この点の指摘を前提といたしまして、私は次の三点について特に申し上げておきたいと思ひます。第一は、早期増収策に結びつけるために改善すべき現行税制の欠陥は何かということ。第二は、公平、公正な租税正義を実現するには現行税制をどう整備しなくてはならないかということ。第三は、昭和六十二年以降の中期の展望に立ち改善すべき現行税制の欠陥は何かということ。以上の三点についてでございます。

第一の、早期増収策に結びつけるために改善すべき現行税制の欠陥は何か、といへば、その一は、現行所得税法第九条の二の郵便貯金の利子所得の非課税規定や、第十条の少額預金の利子所得等の非課税規定を、その条文制定の原点に返つて見直しをすれば、それらの少額預金の利子等の非課税の恩典は正確に守つてやうながら、この制度の逆手をとつてこれを脱税の隠れみのとしてゐる人々からは、別に増税をせずに、源泉分離課税の三五%を一律にちゃんと徴収するように手直しを行うことであります。やり方はいろいろあります。が、一番簡単な方法は、一たん全部課税した後に、

正当権利者には払い戻しをしてやるということでしょう。

今直ちにこの法律改正案を提出して見直し法をつくれれば、今年度じゅうに三兆円以上の増収が得られます。国会法第五十条の二によつて当委員会には改正法律案の提出権がありますから、参議院が良識の府であることを天下に証明してみせる絶好の機会であると考えますので、ぜひそうするようお勧め申し上げます。

その二は、所得税法第二百二十九条及び関連条文を見直し、現に営業している者、新たに開業する者、営業所を移転した者、または営業所を閉鎖した者等には、一か月以内という期限を切つて登記所、市町村役場及び税務署に正しい届け出をさせ、違反者には刑罰を科すことであります。別言すれば、この点で西ドイツの法制を取り入れることであります。西ドイツ商法第二十九条は、小商人を除く商人に登録所への登録を強制し、西ドイツ国税通則法第三十七条、第三百三十八条は、法人個人を問わず市町村役場と税務署への届け出を強制しており、西ドイツ営業法、ゲベルベオルドニングと申しますが、この西ドイツ営業法の第四百三十三条から第四百三十八条までは、その各違反の度合いに応じて百万円以上二百万円までの過料または罰金、または最高五年までの懲役刑を科すことといたしております。このようにして、西ドイツでは脱税を防いでいるわけでありまして、現に我が国の破産法第三百七十五條は、善意の破産者の帳簿が不完全だったときは「五年以下ノ懲役又ハ三十万以下ノ罰金ニ処ス」と定めており、道路交通法第一百七十七條以下は、交通事故のときの措置違反につき「三年以下の懲役又ハ十萬以下ノ罰金」を定めていますから、西ドイツの法制を取り入れたとしても我が国の法制上でバランスを失ふことはありません。

その三は、申告書提出について、所得税法第二百四十一條から「正当な理由がなく」との九文、字を削除すること、そして「二年以下の懲役」を、サラリーマンの場合と同様に「三年以下の懲役」と訂正し、さらに「ただし、情状により、その刑を免除することができ」との二十四文字を削除すること、これを、公平課税の実現を旗印として実行することでありまして、これでサラリーマンのクロヨンへの嘆きは解消いたします。現段階では、我が国ではサラリーマンだけが著しく国会からいじめられてゐます。これを改正し得るものは、解散風におびえないで済む参議院の諸先生の見識だけだと考えます。

その四は、所得税法第二百二十条を改正して、条文をもつと簡単にし、一年間に二百五十万円以上の収入があつた者はその課税所得のあるなしにかかわらず収入と支出のすべてにつき網羅的で真実性のある申告書を提出する義務を負うという、極めて単純明快な条文に改め、違反者は五年以下の懲役または二百万円以下の罰金に処すとの罰則を設けることであります。以上の手直しだけで直ちに十兆円以上の増収になることは絶対に間違いないと、満四十年の会計士生活の経験と直感から断言できるところでございます。

第二の公平、公正な租税正義を実現するには現行税制をどう整備すべきかという問題であります。その一として、公平な租税正義の実現のためには、国税通則法第七十八條第二項関係条文を改正し、国税不服審判所長以下の人事権と給与権とを国税庁長官から外し、米国と同様に内閣直屬の独立機関とすることでありまして、これは憲法第十条の国民の基本的な人権の不可侵性にも連なる大欠陥でありまして、その整備の成否は、参議院が衆議院の単なるコピー機関と成り下がっているのかどうかに関係する大問題であります。

その二は、公正な租税正義を実現するためには、世界の先進国のすべてがそうであるように、国民の死亡保険金の全額を非課税とすることでありまして、現行の相続税法第十二條は、相続人一人当たり二百五十万円までを非課税とし、残りはもうけ扱いで課税対象としておりますが、これは昭和十三年に、臨時軍事費の膨張に困つた軍部の要請で、それまで全額非課税だった死亡保険金に切

り込んで財源化したものであります。戦後四十年、こゝろで税法上の軍国主義国家体制は、参議院の良識をかけて改革案を出すべきであります。

その三は、真に公平公正な租税正義を実現するために、国際比較から見ても土地価格の異常な高騰下にある日本の現状を直視して、世代交代に当たって親の残した居住用土地家屋まで相続税の納税のために売り払わないで済むよう、相続税法を改正すべきであります。生涯に一度だけ総収入から免除する制度、ワンス イン ア ライフ タイム エクスクルージョン フロム ザ グロス インカムと言っておりますけれども、その制度は、細かい条件のつけ方があるにしても、米国の内国歳入法百二十一条に前例があるのであります。

第三の、昭和六十二年以降の中期の展望に立ち改善すべき現行税制の欠陥は何か、であります。その一は、現行税制の不公平、不公正な諸点を徹底的に是正し終わるまでは大型間接税導入に手をつけるなどという点でございます。EC型売上げ税法は、ヨーロッパ六十年の実験結果であり、最良のものと思えますが、減税と大型間接税とをセットしてやるとの安易な考え方は国民の政治家不信を招くだけでありまして。

その二は、企業側が税理士に不真実な会計資料を示したときは刑罰を科すとの一九七六年イギリス会社法第十九条の思想を取り入れることであります。

その三は、米国のビッグエイトに対抗できるよう、会計士の職業法規を改正し、税理士の数をふやし、税理士会社設立の自由を許すことであり、その四は、せめて五年に一回は税務調査ができるよう税務署員の大増員を行うことであります。その他は質疑応答に譲ります。終わります。

○委員長(藤井裕久君) どうもありがとうございます。以上で参考人の方々の御意見の陳述は終わりました。これより参考人に対する質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言を願います。

○竹田四郎君 時間が少ないわけでありまして、全部の参考人に対して御質問する時間がございませんので、若干の方には御質問を省略いたしますので、その点はお許しをいただきたいと思ひます。

まず、小倉先生にお伺いしたいわけでありまして。

政府税調の会長として長年にわたつての御苦労については敬意と感謝を表したいと思ひます。しかしどうも、ここ数年の税調の答申とそれから実際に政府の税制改正というものを比べてみますと、政府税調の答申というものはいつの間にか消されてしまひまして自民党の税調答申がぐんぐんとさばり出てきてしまつて、そして何か最後には、政府税調の答申もそれを追いつけるような、そういうような事象というものを時々私も見るわけでありまして、例えばOAに対する物品税の課税などもそうでありまして、今のお話の中にもありましたように、非課税貯蓄の問題についても、税調はむしろどちらかといえば低率分離課税というふうなことの主張が大きかつたようでありまして、けれども、最後はそれが押し切られるというふうなことがあるわけでありまして、どうもそういう意味で政府税調が私にもつと権威を持つてもらうべきであらう、こう実は思つておられますけれども、どうもその辺が何かふにやふにやつていける点を大変私は遺憾に思つておられます。もう少し何といひますか、政府税調の審議のあり方というものを考え直して、もつと広い立場でひとつ御検討をいただくというふうなことになるものなのだろうか。そして政府税調の権威というものを私は高めてもらいたい、こう思ひますが、その辺に対する小倉先生の御見解をひとつ伺ひたいと思ひます。

それから、今この国会でも大型間接税の問題といふのは大変話題になつたわけでありましてけれども、先ほどのお話でも、必ずしも政府の要請がまだ来ていないといふことでありますからあるいはどうかと思ひますけれども、大型間接税といふもの

のがもしできて、それが実際実行されるというのはいささか先のことには私はなと思つておられます。やはり国民の理解を得ない限りは大型間接税といふのはなかなかいきませんし、特にEC型の付加価値税などというふうなものになりますと、これまでかなり、今までの日本のやり方とは違ひますから、いろいろそれに熟達するやうした期間も必要だといふことになりまして、当然これはかなり先になつてくるだろう、こういうふうな思ひますけれども、もうひとつの意味で、政府税調としてはこの大型間接税、先ほどのお話の中でも、個別的な、あるいはその年度ごとの検討ではもう既にだめだ、税のゆがみが出てきているから抜本的な全般的な税制の改革を考えていかなくちゃいけないんだ、こういうふうなお話がありましたし、先ほどの物品税、特にOA機器関係の物品税等の場合にも、私は、去年の五十九年度税制改正に対する税調の答申と今度の答申とは、その辺はかなり違つていられると思ひます。五十九年度の税制改正の答申では、むしろその辺が間接税の幅を広げていこうじゃないかといふような、そんな感じを私は受けたわけでありまして、その辺は税調としてどんなふうにお考えになつておられるのかといふ点でございます。

三つ目の点は、先ほどもちよつと触れましたけれども、例の非課税貯蓄の問題であります。これはきのうも、主税局長としては、さらに見直していきたい、ある一定の期限でその実際の実情を見ながら検討をしていききたい、こういうお話がありましたけれども、税調としてその辺は、限度管理問題、あるいは低率分離課税、その二つの方式を最終的に出されていられるようでありまして、その辺は今後どういふふうにお考えになるのかといふ点でございます。

それから、最近、所得減税と大型間接税、この関係がいろいろ言われておられて、最近ではむしろ所得減税を前面に出して大型間接税を何か後ろの方にちよつと引つ込めたといふような、後ろの方へ持つていったといふ感じがありますけれども

も、税調としては所得減税と大型間接税、この関係は一体どう考えられるのか。六十一年度、六十二年度いろいろ関係があると思ひますが、その辺はどんなふうにお考えになつておられるのか。その四点についてお伺いしたいと思ひます。

それから名東先生については、これは先生のお名前も載つておられますけれども、先ほど先生からも示されたわけでありまして、この提言といひますかこれは、今までの所得減税方式ではなくて税額控除方式の方がいいんだ、このことを主張されているわけでありまして、どういふ点なのか。その辺について御説明をいただきたい、こう思ひます。

それからもう一つは、先ほど大型間接税の問題についてはお話をしておりましたが、最近何か、サラリーマンのむしろ大型間接税に対する反対をなだめるという意味が私はあるやうな感じがするわけでありまして、所得の捕捉率がこんなに不完全なんだからむしろ間接税の方が、例えば食料品についてはこれを外せばむしろ公平なんだといふような主張があるわけでありまして、むしろこの辺果たしてそうなのかなのか。むしろちよつとまやかしのものだといふやうな感じがするんですが、先生の御所見を承りたいと思ひます。

私の後にまた赤桐さんの方から参考人の先生方に御質問がありますから、もし後で時間があればほかの先生にも質問をしたいと思ひますが、以上で私の質問を終わりたいと思ひます。

○参考人(小倉武一君) 幾つか御質問がございましたが、まず政府税調のあり方でございます。

これは、当委員会初め国会でもいろいろ各先生方から御所見があつて、いろいろと考へたこともございまして、また税調の中でも、税制調査会のあり方なり審議の仕方についていろいろ御意見がありまして、随分考へたこともございまして、多少あり方を変へたこともございまして。

例えますれば、従前は、従前といひましてももう十年以上前でございますが、歴代ずっと税制調査会は大体会一致だつたわけですね。ほとんど

全会一致だったんです。恐らく全会一致でなかったことはないのであるかと思ひます。ところがこの数年來は、全会一致であることはむしろ例外である。必ず異論がある、あるいは少数意見があるというようなことになっていきます。その点について、それはよく似たのだという説もあるわけですが、見方も、それはまた、よくない、あるいは何といひますか、税調のあり方としてどうかという御疑問もあらうかと思ひますが、そういうふうな若干変つてゐる点が実は出てきておるわけであり、強いて変えるというふうな運用したわけでもないでしようけれども、実はそのように變つております。

例えば、全会一致でもつて、そして政府がまたそのとおりやるといふのは、かえつてそれは税調が権威がないんじゃないかというおしかりを受けたいです、当時は、政府のやると税調のやるとことと全く同じであるというのじゃ一つも意味がないのじゃないかというおしかりを受けたことがあるわけですね、かつては、ところが今度は、税調の答申を政府がそのままやらなければ、それはまた税調がおかしいんじゃないか、こういうおしかりを受けることもありますので、さて我々はどうかしらいいか、ちよつと判断に困るようなことなんです。

そういうふうなことで、税調のあり方については私も絶えず氣にはいたしておりますが、どうも今日のようなあり方でやむを得ないのではなにかというふうな考へておられます。

次は間接税のことですが、物品税につきましても、物品税の何といひますか対象品目というものの取り上げ方に、ある考へ方があるわけであり、その考へ方は別に法律に書いてあるわけであり、それと別、従来のいきさつ上物品税といふものの範囲がおのずから限定されるということになっておられます。そしてまた同時に、新しい物品を物品税の対象にするということについてはなかなか難しいいろいろな諸問題が起つてくるということもございまして、数年前までは物品税の

物品の対象範囲を拡大するという方針は税制調査会とはならなかつたわけですが、それよりも、課税ベースの広い間接税という、いわゆる一般消費税といふようなものを導入する方が適当なんであるといふような考へ方であつたわけであり、

ところが、国会の決議の次第もございまして、この数年はそういった種類の間接税の検討はいたしておりません。片や、物品税についても、従来の方針を多少変えたといひますか、物品税の範囲を若干拡大していった方がいいのではないかといふようなふうな現在になつてゐるかと思ひます。

それから、非課税貯蓄についてのお尋ねであります、これは主税局長が国会で考へ方をお話しになつておられるようですけれども、税制調査会ではこの前、昨年の暮れ答申を申し上げまして、その後現に国会に出されてゐる法案は、多少といひますか税調の答申とは違つたわけであり、その後の税制調査会が開いておりました。したがつて、今後この非課税貯蓄について税調がどういふ考へ方をするのか、あるいは政府のつた法案を是とするのか、あるいはそれでは足りない、なお検討を要するといふことにするのかは今後の問題でありまして、昨年の答申のいきさつからいへばなお検討を要するといふようなことになるかと思ひますが、まだその辺はしかと申し上げることができません。

次は一般的な消費税と所得税減税の関係でございます、また、直間比率の見直しとか、直接税、間接税を通じての税制全般の改正といふようなふうな言われている言葉の中には、あるいは直接税たる所得税を減税して片や消費税を、間接税を増徴するといふふうな含みがあるように理解することもできると思ひますが、私も税制調査会ではその辺の關係についてまだ審議をいたしておりません。

一般消費税を導入するといふのがしかるべしといふようなものを数年前に政府に答申をしました節も、節もといひますかそのときは、少なくとも所得税減税と一般消費税の導入とを絡めては考へな

かつたし、絡めてはいませんでした。

○参考人名東孝二君 例へば、食料品等を非課税にするといふことがよく言われておるわけですが、そうすると逆進性が緩和されると言われております。

しかし、一つの段階で非課税になりますね。ところがいわゆるEC型付加価値税の場合は、前段階の税額控除ですから、したがつてそれがゼロといふことになれば、そうすると差し引くものはゼロです。そうすると、その次の段階で取り戻し効果が起つてくるでしよう、これ。したがつて、本当に免税にし税金をかけないといふのだつたら、ゼロレーティングといふのをやらにやいかぬですよ。そうしたら、大蔵省なり政府税調がこの際はつきりと、イギリスのように日常品目十何種類ゼロレーティングにする。そして税収は、新しい税収が半分になつても構わぬ、国民生活が大事だ、そのためにゼロレーティングをするといふんだつたら、私はつきりと小倉さんなり大蔵省のお役人がこの際言明してもらいたい。それを、単に非課税だから逆進性がなくなるなんていうような、そんな子供だましみたいなことを言わぬでお願いしてもらいたい。通用しないんですよ、そんなことは。

それで脱税をなくするといふことをよく聞くんですけども、しかし実際に韓国や中南米の独裁国ではもう五〇％も脱税があるという記録があるんです。お隣の韓国をよく調べてみたら私はいいと思う。私債市場といふのがありまして、そういう膨大な地下経済があるんですよ。表の流通の金と大体相当するぐらいの隠し金があると言われているわけですが、これは私の意見というよりは韓国経済に詳しい人がそう言つてゐるわけですよ。例へば実名登録制、グリーンカード制にそれほどこだわらなかつたら、韓国の実名登録制がどうなつてゐるかといふことをお調べになぜならぬのですか。あの独裁国で日本版のグリーンカード制がどうなつてゐるかといふこと、そういう事態を知らないで理屈ばかり言つたつてしやうがないです

よ。

それで、韓国ではフランス式のを押しつけられて、中小企業、庶民泣かせだ、こういうことを言つてゐます。大体韓国といふのは間接税には、なれてゐる国なんです。日本の場合はふなれであつて、しかも複雑な流通機構があるわけですよ。日本の場合は特に複雑なんです。そういうような複雑なことを考へ、こういう税制を受け入れた場合には民間がどれほどの、気苦労だとかいふようなことまで含めたら大変なコスト、民間コストがかかるかといふことをお役人の方々は少し考へてもらいたい。取ることをばかりじゃなくて、取る側の負担も考へてもらいたい。

それから、これは私が六十一年度から導入すると仮定して計算してみたいです。普通三〇％相当の食料費を差し引くといふふうな言われておる、そので、通例に従つて差し引いてみました。そうすると、五％の税率で六兆七千億圓ぐらゐの新しい増収になるはずなんです。実際はそうなりませんが、もつとぐつとくと思つてもいい。誘ひ水として二兆圓ぐらゐの所得減税をやる、七千億圓程度の中小企業減税をやつて、純増は四兆圓ぐらゐだ。このぐらゐのことはお考へになるのは当然です。全部ゼロにするなんていうようなことはそれは到底大蔵省はやることないですよ、そんなもの。なぜなら、財政再建といふことを言つてゐるんですから、プラス・マイナス少しでも増税しなければならぬという至上命令があるわけですからね。そうすると増税のしわはどこに寄るか。課税最低限の低所得者には減税効果がありませんから、年間十八萬圓ですよ、年間十八萬圓九千九百九十九圓です。それから、いろいろなやり方によつてくるんです。所得減税のやり方によつていろいろな型が出てきますけれども、要するに年収一千万圓以上の方はプラス・マイナス減税の方がプラスになる、多くなるといふことはこれはもう大體間違ひない、こういうふうな思ひます。

そういうわけで、實際問題、やつてみたら、国民に負担してもらつたらとおつしやるけれども、

その国民の大部分というのは実際は下層サラリーマンなんです。それが現実じゃないかと思うんです。ね。したがって中小企業の方々は、それを転嫁しようと思つたら転嫁できないんですよ。というの、お客さんが逃げてしまふから。お客さんがいなくなるわけですよ。そうすると、泣く泣く自分が負担する。当分はそれでやっていけますけれども、しかしいつまでもその税金を負担できるはずがない。そうすると結局廃業するか、脱税するかですよ。どちらかです、これ。そういうのが現実じゃないかと思うのです。

それで片一方、大手の大きな力の強いところは、五％というのを一〇％に面倒くさいから値上げしよう。そうすると韓国のように、一三％の仮に税率をやつたわけですよ、今から八年前に。そうしたらこれは一三％の倍です、二六％の物価の高騰が起つています。だから企画庁なんか言つていふような、そんな〇・何％というようなことはありせん。実際に調べてみたら、あんなものは理論値なんです。現実は大抵倍です、税率の倍ですよ。そういうような値上がりがあると同時に、片方では不況が襲つてくる。こういうふうに完全にそこでスタグフレーション、インフレと不況が同時合致してやつてくるわけですよ。もし仮に来年、再来年と不況になったときに、それにこんなことをやつたら一体どうなるんですか。最悪の場合は恐慌ですよ。私は今からはつきりと予言しておくれども、やつてごらんない。私は経済情勢からしてやれないというふうに見えています。

それで所得減税との抱き合わせは、竹田先生がおつしやつたように税額控除が一番いいと思うのです。

今でも、現在のままでも、所得控除を税額控除に変えるだけで一兆円出てくるのです。ということ、上の方々にしわ寄せをするわけですよ。ということ、はつきり言えば、今の累進制がきつ、もう少し何とかしてこれというようにあるわけですよ。確かに、相当な高度になると負担が大き

くなることは事実なんです。ね。そうしますと憲法の応能原則から言えば、明らかにそれは累進制を維持することが正しいんです。ただし、余り累進がきついたりやばり逆に不公平が、問題が起るかもしれない。したがって、もしそういうふうな累進制をそのままにするとかというのだったら、今度は逆にいわゆる負の所得税、課税最低限以下は全然減税効果はありせんから、したがって生活扶助を与えるということによって均衡をとる必要があると思うんです。けれども、今の情勢からすればやはり余りにも税率の刻みが細か過ぎる、十五もは多過ぎることは間違いないと思うんです。

だからやはり八つか、まあアメリカのように三つにするのはこれもやはり均衡を失するかもしれないから、五つから十までの間くらいで簡素化するということが私は非常にいいことじゃないかと思うんです。そういう意味では、やっぱりアメリカの今の財務省の案であります、あれは私は相当考慮に値する案じゃないかと思うんです。なぜあんなに案を政府税調においてもお考えにならないのか。そういう声が余り出てこないのはどういふわけでしょうか。どうも納得できないところでありまして、私は大型間接税のようなそんな麻薬を打つよりは、これはフラットで、多少累進性を犠牲にしてもやはり所得減税によってフラットの方がまだましだ。

それからまた、今申し上げたように、資産課税というのは、皆さん何かタブーのように思つていられるけれども、これは税制が厳しいのだから、税収そのものを上げるということじゃないんです、一つの不公平感をなくするわけです。今は土地持ちが一番大金持ちだということも常識になつていける。したがって、税収よりも、公平感を持たせるために一つのある程度の、非常に緩やかな正をする。そうすることによって、税収そのもののじやなくて、経済効果を考へていくという方が私はねらいじゃないかと思うんです。税制が厳しいですからそんなひどいことはできるはずがないし、

またやるべきじゃない。税金というものはそんなに急角度に変えることはいけないと思ひます。ただ、不公平を助長し、それで公平化だ公平化だという言葉だけで、実際は不公平を助長するようなことですね、これはやはり困ると思う。

というのは、はつきり申し上げて、資本家の方々から見たら労働者なんているものは幾ら搾つても搾れるというふうにお考えかも知れませんが、けれども、私の見るところでは、単なるこれは労働じゃなくて貴重な人間資本だと思つてゐるんです。したがってこの貴重な人間資本というものは大事にしなさいかねです。そういう意味においては、人間資本を大事にするという角度に立てば、当然今のうちに所得減税を相当やるべきだということになると思うんです。

○赤桐操君 私は、まず飯塚参考人に三つについて御質問を申し上げます。

先ほど大変懇切な意見陳述をちょうだいしました。ありがとうございます。

まず第一点としましては、この中で述べておられますのは、早期増収策に結びつけるために改善すべき税法の欠陥として、少額預貯金の利子などの取り扱い問題、それから営業届の問題点、申告書不提出者の罰則問題、さらにまた所得税法の百二十条改正の問題、これらについて具体的に述べておられるわけですが、ここで大きな成果を指摘されております。

こうした四つの点について御指摘のような形で是正をするということができれば、効果として十分実効を見ることができるといふのか、この点もう一歩具体的にひとつお考えをお示し願ひたいと思ひます。これが一つです。

それからさらに、第二点目といたしましては、同じくこの意見書の中で、税務署員が少なく、これはもつと増員をすべきではないか、こういうことを主張されております。大蔵省の見解は、昨日の委員会等でも述べてありますが、行政改革の方針からしてそれは困難だ、こういうことを大臣みずから述べておられます、そういう大蔵省の立場

も明らかにされております。そこで、実務的な立場からもう一歩具体的に、増員をすればこうなるんだということをお示し願ひたいと思ひます。これが二つ目です。

それから三つ目の問題点といたしましては、この意見書の中でも強く指摘をされておりますように、また、去る二月二十七日の衆議院における大蔵委員会と飯塚参考人の御答弁の中にもございましたが、税の執行について不服があつた場合において国税不服審判所が国税庁長官の指揮監督下にあるというところはこれはよろしくない、第三者のな立場を堅持させるべきである、それでなければ国民に公正な結果をもたらすことはできないということを主張されておられるわけですが、諸外国ではこの点はどんなふうになつてゐるのかお示しいただければ願ひたいと思ひます。

それから、最後に私は名東先生に一点だけお伺ひしたいと思ひますが、不公平な税制をただす会で試算されておられます隠し資産、ただいまお話がございましたが、これが七十二兆円に及んでおる、これは五十九年度末、こういうふうな数字を伺つておられます。それから隠し所得が三十一兆三千億、これも五十九年度分、というように数字を伺つておられますが、これは明らかに課税関係から免れてゐる額だと思ふんですね。それでは、具体的にこれをどういふふうな把握をし、そしてどういふような処置をすればよいのか、こういう問題になるのであります。それでなければこの是正ができませんので、これらの立法上の措置、あるいは何か具体的なお考えがあるかどうか、こうした面について把握の方法等についてもお考えがございましたら、お示しいただければありがたいと思ひます。

以上で質問を終わりたいと思ひます。

○参考人(飯塚毅君) ただいまの赤桐先生の第一番目の問題は、少額預貯金の利子等の取り扱いの問題、それから営業届の問題、それから申告書不提出者の罰則問題及び百二十条をもつと簡素化しろという問題、これだけで十分なのかというお問

いかげだと思つたのでございますが、実は時間が制約されておりましたのでそれだけしか言わなかつたのです。本當のことを言うと、まだ画面点晴を欠いておる。

実はアメリカのレーガン政権が出現してから、歳入の仕組みの中に重大な欠陥があることを発見して、彼は一九八二年に法律、税法の大改正をやつた。その中で、注意していただきたいのは、内閣歳入法の六千四十一條というのがある。この六千四十一條というのは、一年間に六百ドルないしそれ以上支払つた者は、その支払い先の氏名と取引の内容を税務署に申告しろと変わった。そうしてそれだけじゃない、その申告書を出さなかつた場合、今までは一件につき罰金が一ドルだった。一ドルだからみんなサボつた。ところが今度レーガン政権になつて、一件につき一日十ドルないし二十五ドル、これ一日です、一日十ドルないし二十五ドル、最高限は五万ドルまで、こういうことになつた。だから、資料提出というのは非常に厳しく規制された。これが脱税の大きな穴であるといふことをレーガン政権が気がついたわけ。

ところが日本の場合は、それが無い。資料提出のことは書いてあります、これは所得税法の二百二十四條にちゃんと書いてあります。しかし、出さなかつたという場合には、あ、忘れていましたというだけで終わり、罰則はない。これはうまくないですよ。やっぱりきちつと公平に罰則かけなさい。

さらに、そればかりじゃないのでありまして、つまり、二百二十四條に言つてゐる資料提出義務というのは非常に範囲が狭うございます。例えばレーガン政権が八二年に税法改正をやつたときに、一年間に六百ドル以上の売り上げ、六百を含む六百ドル以上の売り上げをやつた者というんだが、日本にはそれがない。実際は税務署は、取引の資料は出してくださいな出してくださいなと頼んでくるんだ。だけれども、実際は法的根拠がないんだもの。そうじゃなくて、それをきちつと資料を提出させるようにして罰則をかける。処罰

したいんじゃない。処罰したいんじゃないけれども、公平を期するために罰則を設けざるを得ない。これは道路交通法と同じ。そういう思想です。これが、先生の第一問題に対する第一次の回答であります。

第二次の回答として、これは大蔵委員会と直接関係ないようでございますけれども、日本の商法の四百九十八條一項十九号というのがあります。それによると、商人は取引を漏れなく記載しろ、真実を記載しろと書いてある。ありますよ、なるほど。しかし見ると、四百九十八條一項に、それは「百万円以下ノ過料」と書いてある。書いてはありますよ。しかし、先ほど名東教授がおつしやつたように、書いてあるだけじゃだめですよ。私は過日、行政管理庁のプライバシー保護研究委員会の委員をやつておつたんですけれども、そこへ法務省の検事の方が来ておつた。ああいいところへ来た、あなたにちよつと聞きたい。商法四百九十八條の一項十九号に取引は漏れなく真実を書けと書いてあるけれども、一体この罰金を取る、過料を取るその管轄機関はどこなんだ、こう聞いたんです。そしたら、しばらく法務省の役人さん相互に協議していただきましたけれども、わかりませんという回答なんだ、回答が。公の席ですよ。それは行政管理庁のデータベースに入つておる。わかりませんという回答です。法務省の幹部がそうですよ。つまり、漏れなく正しく記載しろと言つておきながら、百万円を取るぞと言つておきながら、どこがやるんだかわからない、どこの官庁がやるんだかわからない。こういうでたらめは、これは先生方は良識の府のメンバーでございしますから、やっぱり率制していただきたいと思ひます。

なお、赤桐先生の第二番目の質問にお答え申し上げます。つまり税務署員の大増員のことでありますが、ひとつ西ドイツを見てもらいたい。西ドイツは人口六千万しかありません。しかし税務官吏の数は、人口比率で日本の六・六倍になります。大変

な数の税務官吏がいるんです。したがつて西ドイツの場合は、すべての企業が三年間の間に税務調査を受けるという体制が確立いたしてあります。しかも日本はどうだ。日本は、法人の場合は一年間に実税率九％、二十一年に一遍ですよ。じゃ個人は、実税率四％、二十一年に一遍ですよ。とつくにもう時効期間が過ぎちゃつて初めてこのことと税務官吏がやつてくるんだ。こういうでたらめを、良識の府である参議院の、しかもチャンピオンである大蔵委員の先生方がこれを見逃しておつては、これはもう議員たる資格はない、こういうふうには我々は考えるわけでございます。

そこで、要するに日本の税法には納税義務者の範囲を確定するという条文がない、これが問題なんです。条文がないんですから、つまりそれは、所得税法百二十條というのは、主観的に所得があると思つた者は申告書を出せというんだからね。そうなんです。しかもその百二十條をよく見ると、実は所得の計算ができてそこから雑損控除その他の控除を引いて、残りの金額に八十九條の税率を掛けて税額を出して、それと配当控除額を比較してみても、配当控除額より多かつたらばあなたは申告義務があるんだと書いてある。私は、こんな間違つた税法条文をなぜほつておくんだということを、大蔵省の主税局長であつた時代の福田前長官、この人のところに言に行つたんです。そしたら彼いわく、おれは三十年間大蔵省で飯を食つてゐるけれども、こんなでかい税法の過ちがあつたとは知らなかつた、こういうことを言つてゐるんです。知らなかつたというんだからね。

そこで、良識の府のメンバーである先生方にお訴えしたい。どうしても百二十條というものを、主観的に判断した所得基準ではなく、客観的な総収入基準、一年間に二百五十万とか三百万とか、それは先生方御自由にお決めくださつて結構ですけれども、要するにそういう収入がある者は課税所得があるうとなかろうと関係なく申告書だけは出せということをやらなさい、これをやらなければいけないと私は考えるものであります。

なお、先生の第三番目の御質問でございすけれども、国税不服審判所というものが国税庁長官の指揮監督下にあるというのはいちよつとよくないといふことを申し上げたいのであります。諸外国の例はどうなつてゐるかという御質問でございしますので申し上げますと、アメリカの場合は内閣歳入法の七千四百四十一條にその条文がございします。行政上の独立機関であるという表現がございします。さらにフランスの場合は、例えばナポレオンの時代からつくられておるコンセーユ・デタ、つまり行政裁判所というものがすべての不服問題を取り扱うことになつております。さらにドイツの場合はどうか。ドイツの場合はブンデスフイナントツボフ、連邦財政裁判所というやつがありまして、全部そこへ持つていかれる。そこで決まる。その判決が出るまでは税金は取らないといふことになつてゐる。しかも日本は、裁判中であらうと異議申し立て中であらうと関係なく、税金はしやにむに奪つていく。こういう代官的なやり方を良識の府のチャンピオンである先生方がいつまでも放置するのはおかしい、こういうふうには私は考えております。

なお、この国税不服審判所というものを国税庁長官の指揮から外せというのには、実は赤桐先生の同僚であるはずだと思ふんですけれども、社会党の横山利秋代議士がかつて衆議院でこの提案をしたことがあります。残念ながら、多数党によつて葬られてしまつた。私は、この点は再び自民党という多数党によつて改善されることを期待してやみません。

以上、先生に対する三点についてお答え申し上げます。○委員長(藤井裕久君) 名東参考人、実は質問者の持ち時間があと三分でございますので、ひとつお含みいただきたいと思ひます。○参考人(名東孝二君) 隠し金七十兆円ね、それで個人金融資産に対するパーセンテージが一四％、隠し所得が三十兆円、GNPに対して大体一〇％。そういうことを言ひましても信用しない。

というよりは、日本の学者が怠慢で、私以外に研究していないから、皆さんが聞きななっていると思うんですよ。怠慢という意味は、アメリカンセンターへ行つてごらんないよ。商務省からサベール・オブ・カレント・ビジネスというのが出ておる、機関誌が。その去年のメイ、ジュン、ジュライの三回にわたつて編集長のミズ・カースンが非常に細かく分析していますよ。そこには何十人という人の名前が出てくる。日本人では私だけなんです。いかに日本の学者が怠慢かということですよ。だから、そのミズ・カースンの文獻を見てもうたつたわかといいことです。

私が書いたのは日経ビジネスに載っていますけど、簡単に。それから、さらに信用できない方は、これは日銀の資料だと言われている、小倉先生は否定なさるかもしれぬけど、これによるとグリーンカード制をもし実施したら約三十兆円の、約三十兆円ですよ、約三十兆円の金が動く。その動きは先は郵貯から大体証券業界へ流れる。その数字を私は持っているんです。だけど、私の言うその隠し金とか隠し所得は、私に言わせるとまだ大したことではない。例えば韓国なんか三三%ですよ、三三%。アメリカで一四、五%。イタリアなんかはもう三三%以上。ソ連、ソ連なんか三三%ですよ。報道には出ないけれども、中国だってあれは相当なやみですよ。やみがあることは間違いない。そういうことを知らないだけだ。世界じゅうにそういう地下経済がはびこっているんですよ。そういうことが現実にあるということをまず知っていただきたい。

それから、それを是正する方法というのは、これは究極的には、今飯塚先生がおっしゃったように、いろんな角度から徴税をやつてもらう以外にないと思うんです。例えば年所得二千万円以上は財産調書を出さなければいかぬ、財産調書を。皆さんの方が詳しいと思う。ところが、これは罰則がないんですよ。罰則がないんですか、十万人の中の二〇%が未提出ですわ。全然これノータチ。一体なぜこういうところにアタックしない

のでしようかね。何か我々みたいな全然隠しどころのないような人間ばかりばかり出して税務署に呼び出したりしている。そんな暇があるんだつたら、なぜこういう大口を当たらないんですか。資料を二〇%が未提出じゃないですか。なぜ罰則をつけないんですか。こういうところから摘発していけばいいんですよ。そのかわり、まあ政治的圧力があるかもしれないけど、それを恐れておつたらどうしようもないでしょう。

そういうわけで、本当はこういうふうな私の計算では、二十二兆とか十九兆とかかなりの金額が摘発されるようなことをここに私も計算しておりますけど、実際はそんなに取れない。なぜかといつたら、皆さん御存じのように、あのバチカンですらマフィアと癒着しているんだから、バチカンとマフィアが。あのソ連はどうですか、赤い貴族と言われるノメンクラトゥラなんていうあれは。特権階級じゃないですか、あれは。ああいう連中はもうKGBを使つてみんな癒着しているんだから、つかまるはずがないんですよ。

だから、私に言わせたら、じやもう手はないかといつたら、それは結局やつぱり政府が、小さくとも信頼のおける効率的な立派な政府をつくることですよ、はつきり言つたら。それはつかまえても巧妙になるわけです。もう私だつて幾らでも知っています、何億なんという金を海外に持っているくらゐのことは簡単ですよ。皆さん方も恐らく御存じじゃないかと思う。トランクなんか提げて行くなんて一番幼稚なんだ、あんなもの。こういう自由化のときにそんな巨大な大魚がつかまるはずなんかないです。絶対にない。つかまるとすれば、我々みたいな雑魚ばかりがつかまるんじゃないでしょうか。余りおかしいことは差しさわりのあるかもしれないので、この程度にしておきます。

○大坪健一郎君 大変お忙しいところをお四方の先生方に出でいただきましてまことにありがとうございます。私の持ち時間は二十分でございます

ので、今いろいろ大演説を聞かせていただいたておりますけれども、時間が足りないのでお答えはなすたけひとつ簡潔にお願いを申し上げたいと思います。

まず小倉先生ですけれども、先生のお話の中で、新規政策税制はなるだけ抑制してスクラップ・アンド・ビルドでいきたいんだということが当面の税調の御方針のようでございますけれども、一方で、今の税制改革は財政状況全体を見渡して国民的視野で再検討しなきゃならぬだろう、本格的な検討が要るだろう、これを竹田先生が御質問になりましたら、まだ税調では審議していないというお話なんですけれども、先生のお考えでも結構ですが、どういふふうにかえたらこの難しい問題の突破口が見出せるのか、それをちよつとお聞かせいただきたい。

○参考人(小倉武一君) ちよつと重要なことを聞き漏らして失礼いたしましたけれども、これから税調がどういふふうにかえていくのかということについては全く白紙でございます。これからどうやっていくかということをお聞きになりましたけれども何とお答えができません。国で総理のおつしやつていらっしゃることを聞きますという何で、諮問をしたい、税制の改革について。一昨年も、諮問をされたばかりであつて、まだその諮問は生きているのだと思ふんですが、また諮問をされるというところであります。またその諮問を待つていなければ何ともならないということもございまして、ちよつとお答えにならないかもしれないんですが、もう一度足りなければお尋ね願ひたいと思ひます。

○大坪健一郎君 それじゃスクラップ・アンド・ビルドについてならあるいはお答えいただけるかもしれないと思ふんですけれども、現行の税制を余り変えないで徴税の実務のやり方を直したり、これは後では飯塚先生にもお聞きしたいと思ふんですけれども、脱税防止を図つたり、何かもう少し行政を効率的に改善すれば相当税収があるんじゃないかという議論がありますけれども、そう

いう問題については税調ではどのようにお考えで御議論をしておられるんでしょうか。

○参考人(小倉武一君) 政策税制につきましては、お尋ねのとおりでできるだけ整理をしていきたい、毎年毎年そういう趣旨でやつておるのでありますが、と申しまして、一方、産業経済政策のために特別の税制上の措置が必要であるというこのいう要望も全く無視するわけにもまいりませんで、したがって、従来のものを整理しながら必要なものは最小限度考えてまいろう、こういう趣旨で、個々のものについてはこれは政府当局にお任せしてあります。税調で特に一々の問題についてこの政策税制は妥当であるから云々というようなことは答申には申し上げておりません。

それから、政策税制に限らないと思ひますけれども、そういう法律上当然認められた特別措置によつて税収が当然減収になるというのをごさいます。納税者と税務当局との関係でもってなかなか把握がし切れないという、そういうものがある。いろいろな税金について当然あり得るわけでありまして、それが相当あるのではないかと。いふふうには巷間伝えられていますけれども、政府の方ではどれくらいそういう税のエロージョンといひますか、があるかというふうな数量的なものはどうもお持ちになつておられないようであります。またこれは、そういうことをお尋ねしてもなかなか、このうだというふうなことをお答えになることは至難のことかと思ひます。いづれにしましても、巷間言われるところが全く根拠もないということではないものですか、いわば徴税上の体制をやつたり整備していく、また税制上考慮すべきことは税制上も考へて的確に税収が上がるようにするということが必要であるというところは、かねて税調でも考へておられて、必要な措置をできるだけ整備していくというふうなことが従来の経過であります。

○大坪健一郎君 それじゃ次に飯塚会長にお話しをいただきたいと思ふのですけれども、飯塚さん

は、ソチアルゲシュタルツングスマハトが税法の主要な本質だけれども自由主義国家がどうあるべきかという基本問題について条文が示されてないということをおっしゃいましたけれども、これはどういうことをおっしゃっておられるんでしょうか。

○参考人(飯塚毅君) お答え申し上げます。

我が国の所得税法、法人税法、国税通則法のいずれの条文を調べても、正しい納税をしないという条文がない。これは大問題です。国民に正しい納税をしないという条文がないんです。だから国民はちよいちよいなと平気で脱税をやっちゃう、これは困りますよ、そういうことを言っているんです。要するにリヒティゲスシュトイエルというか、正しい税を納めろという条文がないという点なんです。

○大坪健一郎君 それで、結局あなたの例えば記帳義務をしつかりやれとか、いろいろな手続とか関係条文の罰則の整備をしるのかということにつながつていくのだらうと思いますが、特に記帳義務の問題は自由民主党の税調でも非常に大きな議論になった問題でございいます。現行の税制の一番重要な問題の一つになるのではないかと感じもするんですが、この記帳義務の問題についてあなたの御意見をもう少しお聞かせをいただきたい。

○参考人(飯塚毅君) お答え申し上げます。

記帳義務に関する我が国の税法の最大の欠陥、それは適時性、ドイツ語で言いますとツァイトゲレヒティヒカイトと言いますけれども、記帳の適時性というものが全然規定されてない。したがって、一年度が過ぎちゃってから納税者から、少し余計顧問料を払うから頼むよと言われると、一年分全部を後になって記帳してそれで何も悪いところが見つかればパスしちゃう。つまり適時性の原則が税法上うたわれていない、これが最大の弱点。

それからもう一つ。例えばドイツの国税通則法の百四十六条第一項によりますと、要するに商人はすべての取引を完全網羅的に真実を適時にかつ

整然明瞭に記録しなければならないという規定がある。この規定は商法の四十三条に同じような規定がある、グブつていいる。グブつていいるけれどもちゃんと書いてある。ところが日本にはそれが無い。だから困っちゃう。なるほど先ほど申し上げた商法四百九十八条の一項十九号に網羅的真実とあるけれども、その管轄機関を聞いたら、知りませんというのが法務省の役人の回答ですからね。そういうところに記帳義務の一番大きな欠陥がある。だから税理士は、一年間過ぎちゃつてから、それを今度は一年間適当にごまかして仮に帳簿を記帳したとします。適法なんだ、罰則がないんだから。

これは、先生のような方が断然自民党税調において主張なさって、改革なさることを御期待申し上げます。

○大坪健一郎君 えらい責任を負われたような感じがすけれども、もう一つ飯塚さんに、これはあなたの大変御専門な知識をおかりしたいんですが、最近会計事務が大変コンピューター化してまいりまして、全国的に非常に会計事務の処理がコンピューターで行われるようになってきておる。それから、銀行とかそういう大きな金融を扱うところでも金の授受はコンピューターで処理されるということになってきまして、これは税法上の問題がいろいろ出てくるのではないかと、思うんです。私もこの辺がちょっと知識が余りありませんから、ひとつこのところはあなたの該博なる知識で教えていただきたい。

○参考人(飯塚毅君) お答え申し上げます。

今日日本の財政が困難なときに、恐らく最大の問題はこの問題だと思えます。つまり、コンピューターを使って会計処理をやっているという企業は大企業のみではありません。中企業も小企業もやっています。今やオフコンまたはパソコンは年間約百万台、市場で売れているんです。大変なものです。したがって、記帳義務というのはほとんどん実はコンピューターでやられているというのが現状です。しかもコンピューターのプログラムを規

制する法律が一本もない。世界の文明国中日本だけです。一本もないというのは、そこに問題がある。だから大きな脱税の穴がそこにはぽっかりあいているわけ。これが問題なんです。

私はある証券会社の幹部に、どうだ、上場会社は平均して数十億の裏金を持っているのと違うかと言ったら、そのとおりと言っていましたよ。まさにそうなんだ。

そこで、せめて先生方は、我々市民は参議院といえは衆議院と違う、あれは良識の府なんだと思つていますから、その良識の府の代表者である大蔵委員の先生方に直訴申し上げるわけです。要するに、アメリカの場合は一九六四年二月二十四日でしたか、内閣蔵入法の六千一条に附属する法規命令が出ています。レベニュープロセデュアという法規命令が出ています。そして、コンピューターを使って会計をやる場合にはこういうガイドラインに従いなさいという五項目の条文がある、ちゃんとできている。簡単に申しますと、監査する場合の跡がちゃんとわかるように監査証跡を残しなさい。同時に、会計記録というのは第三者が見ていつも読めるようにしておきなさい。それから、それだけじゃない、さらに原始記録から元帳へ、元帳から原始記録へと自由自在に調査ができる体制をつくっておきなさい。さらに第四番目に、コンピューターのパログラムは必ず第三者が読み得るように文書化しておきなさい、こういうことが書いてある。私は、この六四年のレベニュープロセデュアというアメリカの法令です、法規命令、これをそのまま直訳したつていいと思うんだ。直訳して日本に持つてくるべきだ。御承知だと思いますけれども、ドイツの場合はコンピューターのソフトウェアを規制する法律が現在連邦政府で四十七本あります。日本は一本もないんです。

屈辱もいところですよ。我々は国際会議にしようつちゅう出て、しようつちゅうその点ではなぶられますよ。何と日本はひどい国だ、君の国のすぐれているのは一部の商品生産領域だけであるとき

んざんやられていますよ。どうかお救いください。

○大坪健一郎君 そういう新しい領域の問題が幾つかあるので、古田先生にもちよつとお伺いしたいのですけれども、先生は税を所得税中心ではなくて、むしろ支出税中心にした方がいいのじやないかというような御議論をなさつて、支出税の考え方をおっしゃっていました。特にキャピタルゲインに対する課税なんか今後の問題点だということをお話をなさつておられました。円ドル自由化でユーロ円が、あるいは日本の場合だとユーロ円が主でございしますが、オフショア市場でユーロ円の取引が行われて、非居住者の場合はそのキャピタルゲインに課税されないわけですね。ところが、国内は大体利子とか配当には課税するという原則になつておる。これは矛盾をしておる。そのキャピタルゲインに課税をしないやならないということ、円ドル自由化で今盛んに問題になつて、これから日本で行われようとしておるオフショア市場の問題との兼ね合いをどう考えたいのか、これは将来我々のやっぱり大きな問題になつてくると思うのですが、それをちよつと御説明いただきたい。

○参考人(古田精司君) お答え申し上げます。

ただいまの御質問が、支出税へ所得税から移行する場合の実最大の泣きどころでございいます。それともう一つは、移行期に当たつて、つまり所得税から支出税へと申しますのはこれは全く百八十度の転換でございいますから、それだけに、非常に移行期に当たつて脱税がはびこりやすいというそういう危険は、どの国でも、どういふふうな対策をとれば一番望ましいかということ頭を悩ましていられるわけでありまして。ただいまコンピューター化のお話が出ました。イギリスでもこれは真つ先に、いやスウェーデンの方が先じやないかという意見もございしますが、スウェーデンにしましてもイギリスにしましても、個人税制をコンピューターライズするといひますか、コンピューターシステムに乗せるといひ

点で、今しきりにスピードを速めるようにやっているように感じます。それでもしかし、今世紀の終わりがらにならないと、そのめどはつかないというふうには聞いております。

特に、今御指摘になりましたユーロ円の問題でございしますが、私もこれは、法人税としてまた所得税の海外と日本との間の調整でございしますね、これが一つ重要な問題になっているかと思ひます。

その点でこれは所得税でも支出税でも同じ問題を抱えていると思うのですが、私は犬がしつぽを振るのでありまして、しつぽが犬を振ることはないというふうな常々思っておりますけれども、しかしこの税金の問題、特に今御質問がございましたユーロ円についてのオフショアの課税問題でございしますが、これはどちらかというとしつぽが犬を振るケースがあり得るのではないかと。特に日本の国際化というスピードが私たち、私たちと申しますと誤解がございしますが、私が予想した以上に進んでいる。そういう段階におきまして、御指摘になったような問題が実は、所得税中心税制におきまして支出税中心税制におきまして、やはり難問であるという点については変わりないのではないかと思ひます。

お答えになっていないかと思ひますが、もしもた御疑念がございましたらお答えしたいと思ひます。

○大坪健一郎君 残り時間が少なくなつて恐縮なんです、最後に名東先生にお伺いしたいのですけれども、先生は要するにE C型の付加価値税では最終的に中小企業がこれを価格に転嫁できないとおっしゃいましたけれども、実は私は今から二十年近く前に西ドイツにおりまして、ちょうど付加価値税ができたときの現状を見ておりました。

そうしましたら、例えば食料品店であるいは食堂で、ワインの価格を全部一割ずつ上げたわけですね、末端の価格を。当時一杯三マルクだったのを三・三マルクにするとか、ずうっと全部上げたのです。しかし、それで売れ行きが落ちたという

ことが一年後に出てこなかった。むしろ同じ状態であつた。だから価格は見事に転嫁されて徴税の効果が上がったと思うのですけれども、これは私の実際の見聞の場合なんです、先生のお話だと、E C型の付加価値税は全くだめだ、付加価値税を取るような国は繁栄しないというふうなお話だけれども、それはそういうふうな考へていいんでしょうかね。

○参考人(名東孝二君) その時期ですね、タイミングです。タイミン。それから、ヨーロッパの流通機構と日本の流通機構の違いです。そのところをよくお考えにならないと、何しろ欧米の流通機構というのは非常にストリートですよ。ところが日本のは非常に複雑多岐です。その違いをよくお考えにならないといけません。

それからアメリカの小売税のことがよく引用されますけれども、もう全然取り方が違ふんです。日本みたいは価格の中に含めて転嫁してばつと取るのと、一つ一つ二%とか五%とかそういうふうな別個に小売が取る場合と、全然受け取る方は感覚が違ふわけです。そこををよくお考えにならないといけません。

それから、失礼ですが、今のヨーロッパでどこがうまくいっていますか。E C型付加価値税をやっている国はどの国もたまたましているんじゃないですか。

○大坪健一郎君 それは税と別ですよ。

○参考人(名東孝二君) 税とは別だけれども、偶然ですが、アメリカは九対一ですよ、日本の場合七対三ですよ。アメリカではいろんな学者が、今おっしゃるような支出税だとかいうようなことをおっしゃる方々もいるけれども、政治的な日程に上がつてこないじゃないですか。というところは、いかに不人気であるかということ。その例を申し上げますと、一九八〇年にウルマンという下院の歳入委員長が租税再構成法案という抱き合わせの、三十兆円の大減税をやるうとしたんです、E C型付加価値税と同額の。公聴会までやったんですよ。それ以後、ウルマンさん

二回とも落選ですよ。だから今、議会じゃこのE C型付加価値税、全然出てこないですよ、お調べになってください。いかにこの税金がアメリカで人気が悪いかということを政治家の方がよく知っているんだ。失礼だけれども、皆さんの方が知らないんじゃないか……

○大坪健一郎君 それは知っていますよ、私も。

私、あなたに説教されるつもりはないから。○参考人(名東孝二君) 説教していいんじゃないです、私は事実を言っているんです。それから支出税でも、古田先生と私は論争するつもりはないけれども、同じ支持者である石教授ですら四つも五つも欠点を挙げているわけですよ。第一、支出なんというものはどうしてつかまえるんですか。所得がつかまえないのに消費だとか支出がつかまえてやういふナンセンスじゃないですか、そんなもの。それから貯蓄奨励ですよ、それでますます貯蓄を奨励してそれで国際競争力……

○大坪健一郎君 先生、議論は後にしましょう。きょうはあなたの意見を聞いていただけです。

○参考人(名東孝二君) だから私の意見を言っているわけです。

そういうような、人によつて見解は違ふけれども、逆の説もある、同じ支出税についても同じ説ばかりじゃないということを言っているわけですよ。

○桑名義治君 四先生、大変に御苦労までございました。

最初に、小倉会長にお尋ねをしておきたいと思ひますが、税調は五十三年の十二月に、五十五年度中からいわゆる一般消費税を導入すべきだとして答申を行っているわけでございます。その際、一般消費税は「一般消費税の経験に乏しいという我が国の事情や経済取引の実態等にも配慮し、納税者と税務当局の双方から望ましい簡明な仕組みを考案」した、こういうふうな提言をしておられたわけでございますが、五十四年の十二月に国会決議はこれに対する反対決議を行ったわけ

でございます。そうやって考えますと、我が国の実情に即応した大型間接税は全く国会の上では一応否定をされた、こういうふうな考えるのが至当ではなからうか、こういうふうな思ひわけでございます。

そうして、今回のこの六十年の税制改正に関する答申でございます。五十九年の十二月に出されていくわけでございますが、この中では「既存税制の部分的な手直しにとどまらず、今こそ国民各層における広範な論議を踏まえつつ、幅広い視野に立つて、直接税、間接税を通じた税制全般にわたる本格的な改革を検討すべき時期にきていると考える。」、こういうふうなこの答申ではなっているわけでございます。

そこでお尋ねしたいことは、第一点は、五十四年の十二月の二十一日の衆参両院における決議を税調としてはどういうふうにとらえておられるのか、それが一点です。

それから、先ほど申し上げましたように、決議とこの方針とお互いに整合関係になっているわけでございますが、さらに本年二月六日の衆議院の予算委員会、中曽根総理は矢野委員に対して「多段階、包括的、網羅的、普遍的で大規模な消費税を投網をかけるようなやり方でやることはしない」、こういうふうな否定をしておられるわけでございますが、こういういろいろな質疑やあるいはまた答申の中身等をいろいろ考えますと、もう今や大型間接税の範囲としてどのようなものが残っているというふうにお考えになつていらつしやるのか。

この三点について御意見を伺つておきたいと思ひます。

○参考人(小倉武一君) 国会の決議で一般消費税のことをうたわれておりますけれども、私もその解釈をどうこうするという立場ではございません。特定のときの特定の情勢のもとで一般消費税として打ち出したものに関しての御決議であるというふうなだけ理解をしております。それから、総理の国会における御答弁ですが、

これこそ私が総理の意をそんたくしてどうこうという解釈をすべき立場でもございせん。恐らく、予算が通り税法が通るといいますか国会の審議がお済みになれば、予算なりあるいは税制なりの質疑応答を通じて、当局のみならず国会議員の先生方の御意見もかかるべきときに税制調査会に御披露になりましょうから、そういう際に国会の委員の先生方の御意見と当局の意見といひますかお答えなどを踏まえて、その上で審議に入る、こういうことになりまして、その前にどうこうというふうな具体的ことを申し上げるわけにはちよつとまいりかねると思ひます。

○桑名義治君 きょうは参考人に来てくださっているわけでございまして、別に議論するわけじやございせんが、先ほど私が申し上げましたように、一応五十三年の十二月の答申では一般消費税の導入、税調ではその事柄を申しているわけでございまして。その後選挙があつてこれは負けました、敗れたわけでございまして、その後、今度は五十四年の十二月に先ほど申し上げたような国会の決議が行われた。その後、今回はこの答申が出てきたわけでございまして、そして、この答申の中では「直接税、間接税を通じた税制全般にわたる」云々ということになっているわけでございまして、いろいろといきさつ、でこぼこがあるわけですね。

そういう意味で、税調として、この国会決議に對しましてどのような認識を持っておられるのか。いい悪いじやなくて、どのような認識を持っておられるのか、そこがちよつと聞きたかつたわけでございまして。

それともう一つは、先ほど申し上げましたそういった議論の中で、いろいろないきさつの中で、残されている間接税とするならばどういふものがあるかというふうにお考えになれますかということをお聞きしておるわけでございまして、できましてからお答えを願ひたいと思ひますが。

○参考人(小倉武一君) 国会決議についての税調の考え方と申しますか、別にまとまつた考え方を

したことはございせんが、その後一般消費税ないし一般消費税的なものを具体的に審議したことはないということ、税調の考え方はどういふところにあるかをお察しただくはかはないと思ひます。

それから、昨年の暮れ、直接税、間接税を含めて云々というところは、これは税制の根本的な改正をするという前提に立てば、税制を大きく分ければ直接税、間接税、その他の税、こういうことになるのでありまして、その他は余りはつきりしない内容でございまして、代表的なものとして所得税、間接税というふうなものを挙げて税制全般について見直しをするということであつて、その中では一般消費税についてどうこうするという考へ方は具体化しておりません。

したがひまして、どういふものをどう考へておるかということについては何ら審議をしておりません。また、審議をしないままにああいう要望をいたしたわけですね。

○桑名義治君 次に、飯塚会長にお願いをしたいと思ひます。

先ほどからいろいろと議論が尽くされておるわけでございますが、コンピュータの問題につきましては先ほどからもう出ましたので、これは省いていきたいと思います。

飯塚会長のいろいろな御説の中に盛んに、税法に對する刑罰規定を設けよ、この趣旨があらゆる箇所に出てくるわけでございまして。そこで、日本人という立場から考へた場合、これは私も全面的に否定するわけじやございせんが、日本人は農耕民族であり欧米の場合は騎馬民族であるという、そういう民族的な立場の違いといふものを考へた場合、余り刑罰をいろいろと強くすることはなじまないのではなからうかという、そういう議論もまた一面にあるわけでございまして、その点についてはどういふふうにお考えになつていらっしゃるのかお尋ねしておきたいと思ひます。

それからもう一点でございまして、これは過日の新聞紙上で、日本の大会社が、外国で支払つた

税金の控除制度を利用して、いわゆる莫大な所得にもかからず日本政府に支払う税金はゼロになつていくことが正月の新聞にも報道されました。この問題につきましては私も予算委員会の中でこれを論議したわけでございまして、この問題についての飯塚参考人の御意見なりあるいは御感想なり、あるいはまた何かこういう問題に對する対策をお持ちであらうと思ひますので、その点をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○参考人(飯塚毅君) お答え申し上げます。

ただいまの桑名先生の第一問であります。日本人は農耕民族であつて欧米人のような騎馬民族じやないんだから余り罰則をかけるんじやない、こういう議論を言つておられますけれども、これは最近の評論家の山本七平先生あたりが盛んに言つておられる議論で、実際の日本の法制、江戸時代あるいはその前からの法制といふものを調べるにたどるとわかるんですが、いかに過酷な法制であつたか。特に、近代法律の祖と言われるモンテスキューといふ人がございまして、フランスのこの人の「法の精神」といふ書物の第六、十三章に、日本の法制といふ題で一章が設けてあります。その第一章を読みますと、日本ぐらゐ残酷な刑罰規定を持つてゐる国はない、そう書いてあります。その一例として、例えば、大名行列の前を突つ切つたといふとお産婆さん以外は全部打ち首。

あるいは自分の財産を湯水のごとく使つちやつたら、家資蕩尽といひますね、家資蕩尽した場合に死罪、こういうふうには全部死罪なんです。つまり、日本の刑罰といふのはほとんど死罪である、これは政府当局が政治を誤つてゐるんだといふことをモンテスキューは書いておる。先生方はどうか日本の權威のある法制史をお調べいただきたい。いかに残酷な刑法のもとに立たされてきたか、これは大変なものです。それをいかに農耕民族だとかなんだかといふてまやかして言つてゐる、冗談じやない、それは過ちなんです。

それから次に、先生のおつしやつた第二の問題でございまして、新聞紙上で言われたという、こ

れは本当にそうなんだ、大変なことなんです。日本の大会社が外国で払つた税金を控除するという制度、これは日本にもございまして。

御承知のように、日本の場合には法人税法の六十九条、所得税法の九十五条に外国税額の控除という制度があります。これはもう驚くほどアメリカの制度に右へ倣えしております。アメリカも同じの制度を持つております。その場合には必ず、母国の納税額を減らさない工夫が凝らしてあります。

ところが日本の場合には、母国における、日本における本店の納税額をゼロにしちやつても、ああ済みませんで終わります。それはいいけませんよ。だから私は参議院の、良識の府なんだから、先生の見識をもつてひとつ直してもらいたい。やつぱりそれは困る。政府に對してそういう虚偽の申告をした場合、その場合にはきちんとしてやばり刑事罰を科すという態度が必要だと私は思ふ。そういうことです。つまり行政罰では困るということです。

○桑名義治君 飯塚会長にもう一つだけお尋ねをしたいわけですが、飯塚会長の意見要旨の中でこう書いてございまして。

第三の、昭和六十二年以降の中期の展望に立ち改善すべき現行税制の欠陥は何か、であります。その①は、現行税制の不公平、不公正な諸点を徹底的に是正し終るまでは大型間接税導入に手をつけるなどという点であります。E型売上税法は、ヨーロッパ六十年の実験結果であり、最良のものと思ひます、こういうふう述べられたわけでございまして、このE型売上税法に對するいわゆる会長の知識をひとつ御披露を願ひたいと思ひます。

○参考人(飯塚毅君) お答え申し上げます。

実は、E型の売上税法といふのは、一九一六年のドイツの売上税法に発してあります。大体六十

年の歴史を持っております。ところが、その間に十五、六回の法律改正が行われております。ヨーロッパでも非常に多くの改正が行われております。そして、今までの学者先生方はお触れにならなかったようだけれども、一九六六年の十二月二十日におけるドイツの憲法裁判所の判決の中で、今までの売上税法は無効であるという、そういう無効宣言が行われているんです。そして、立法府はなるべく速やかに時期を失せず合理的な売上税法をつくれという、そういう判決が出てくるんです。これはたまたまのもんです。そしてそれを受けて、実はドイツで一九八〇年以後施行された今の付加価値税法ができています。ありますけれども、そのポイント、なぜ飯塚が最良のものだと信ずるといふように申し上げたかと言いますと、そのポイントは、前の段階の税金、これをドイツ語ではフォルシュトイエルと言いますが、前の税金、前の段階の税金はあなたから実は除算して控除してあげますよ、だからあなたはあなただけの税を負担すればいいんだ、前の段階の税金は全部控除してあげますよ、こういうふうになっているんです。

これがすばらしいんです。この前段階控除をとった関係上、もはや人の税金までおれは負担する必要はないんだということになりますから、したがって税の上に税をかけるという形がなくなっちゃった。前に払った税金はちゃんと控除してくれる。その上でおまえさんは税金を払いなさい、こうなっています。そうして申告は一年十三回ですからね、だから非常に脱税防止に効果がある。

そこで学者先生、特に名東先生のような方はなかなか理論的にシャープな方ですから、これはちょっと時期尚早だなんて、あるいは不向きだなんておっしゃるけれども、ヨーロッパ十カ国では全部これを採用することになっている。そのことを重く見ていただきたい、こういうことでございます。

○小西博行君 三点ほど参考人の先生方に質問させていただきます。お願いします。

まず古田参考人でございますが、先ほど少し私関心を持ちましたのは奨学金の問題を触れられましたですね。これは税制という立場で実はお話しになったわけでありまして、まさに今文教の方でも国際的な養成という大きな課題が一つございまして。どうも政府からも奨学金というのは余り喜ばないんだけれども公益法人からのはいえらる喜んで、こういうようなお話がございましたので、その点をできればもう少し詳しく御説明願いたいと思います。

それから、飯塚参考人には二点ほどお願いしたいと思ひます。まず一点は、税理士をふやしていくことがやっぱり税金問題について解決する一つの方向だと私もこれは思うわけであります。それからもちろん、国税局の人数を少しふやして具体的な活動をしなさい、こういうような御意見も実は賛成でございます。しかし、実際に会計士の事務所です、ね、これがなかなか法人化できないという問題がございまして、これに対してどのように先生は御意見を持っておられるのか、この件についてまず一点お聞きしたいと思います。

それから二点目は、先生がたしか文芸春秋の中で「税金これぞいいの」という寄稿をされておりました、その文章を興味深く読ませていただきましたが、この問題で土地の価額の高騰という問題がございまして、これが先ほど御説明がありました相統税に非常に大きな影響を与え、非常に不安である。こういうような国民世論の言葉があらうと思うんですが、この二点あわせて御説明願えたらと思ひます。

○参考人(古田精司君) お答え申し上げます。公益法人課税とそれからたまたまのスカラシップとの関係でございますが、先ほど私は、海外からの留学生がいかに民間の公益法人からのスカラシップに感謝しているかということをお伝え申し上げました。

私自身大学で学生部長を務めさせられて、例えば慶應の学生と申しますと割合富裕な家庭の

子弟が来ているというふうな世間ではお考えになつていらつしやるようですが、私自身が直接確かめましたところでは大変貧困な家庭から来ている女子学生たちもおります。例えば片親が亡くなつて仕方がないから再婚したところ、今度その再婚してみたら自分の本当の肉親がいなくなつて、結局自分の肉親がだれもいなくなつて、自分で学費を稼がなきゃならぬ。どうやって稼いでいるんだといつて聞きましたら、ところが単価を聞いてみますと非常に低いですね。そういうことからどうしてもスカラシップをもらわなければやつていけないというような実情。

私自身いろいろな体験をいたしました。そしてまた現在、ある奨学財全の委員を務めておりました、そういった個々のケースを体験してまいりますと、特に、東南アジアから現在我が国に海外留学生が非常にふえています。ところが彼らが富裕ならばよいんですが、そうでないというケースがほとんどでございます。スカラシップが一年というふうに限定されますと、例えば博士号を取りたいというふうなやつてきた場合一年ではとても取れないわけでございます。そうなりますと彼らが泣く泣く帰らなさいいけないというときに、スカラシップをもらったときにどれくらい彼らが喜ぶかということでございます。

そういうふうな、公益法人活動というのはこれは第三セクターというふうにもいってそれからおります。つまり、政府もできないしそれから企業部門もできない、そういうふうな分野での活動を今期待されているのが第三セクターとしての公益法人ではないかと思うのです。例えばイートンだとかあるいはラグビーだとかいった有名校があればパブリックスクールというふうな呼ばれております。なぜパブリックかと申しますと、あれは門戸を広く開いているという意味でパブリックなんです。ということはスカラシップの場合もそうでありまして、特定の子弟に資金を出すというのではなくて、貧困な子弟であつてしかも学ぶ

ことを熱望している、そういう人たちに広く門戸を開いているという意味でパブリックなわけでありまして。そういう活動が、今後日本が経済大国として富裕になつていくんだから要らないかと申しますと、私自身の体験ではなかなかそうはいきません、切れないというのが実情じゃないかと思ひます。お答えになったかどうかかわかりませんが。

○参考人(飯塚毅君) お答え申し上げます。税理士をふやせという主張に先生は御賛成のようなので救われた感じがいたしております。

実は日本の税理士の数は西ドイツの数と比べてときに、実数は同数でありますけれども、人口比からすると日本は西ドイツの二分の一の税理士数しか持つていません。だから結局、税理士の目が届いていないということなんです、日本の場合。

それで問題は、第二の問題として、税理士の法人化の問題を先生は出されましたけれども、法人化についてまことに奇妙な気持ちを持つてゐるのは、実は法人化の登記申請を受理してはいけないというのが法務省の次官通達なんです。それで私は非常に奇妙な思いをいたしております。

つまり、次官は通達を制定する権限がありませう。国家行政組織法第十四条をこらういただくと、各省庁の長、特許庁とか水産庁とかという庁、それから大蔵省とか法務省とかという省、省庁の長は通達を制定する権限あり、さらにそこへ今度新しく加わつて、委員会というのはこれはもう正式に委員会の長は通達制定権限がある。したがって、政府税調のようなこういう小倉先生なんかもうちゃんと通達制定権限を持つてゐる。ところがそういう各省庁または委員会の長でない法務次官が、通達を出して、会社設立の登記を受理してはいけないという通達を出しておるんです。出したら、それを守つてゐる。

いや、それだけならいいんですよ。なぜ、国家行政組織法第十四条違反である、けしからぬ、取り消せということを言う国会議員の先生がお一人もいらつしやらないか、これはどう考へたらいい

○青木茂君　ありがとうございます。終わります。
○委員長（藤井裕久君）　以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。
参考人の方々には、長時間にわたり御出席を願ひ、貴重な御意見をお述べいただきましてまことにありがとうございます。委員会を代表して御礼を申し上げます。
本日はこれにて散会いたします。
午後四時三十五分散会

すが、選択というのは多分、どういう税制がいいかということをも国民の選択にまづという趣旨だろうと思います。総理に直接お伺いしたわけじゃありませんけれども。したがって、その趣旨を考えますという、恐らく税調もそうでしょうが、政府としましても今後の、今後といえますか、中期税制のあり方にしましても翌年度の税制の改正にしましても、重要問題については、こうだというふうに決めてしまわないで選択肢をつけておく、そして世論に聞くというような御趣旨じゃないかというふうに考えるわけですが、これは一つの見識だというふうに考えます。私も税調でもそういった趣旨のことをやっぱり踏まえて中間報告をしたりなんぞしたこともございます。

なお、もう一つ重要なことは、総理の言葉はどこに入っているか知りませんが、税制の中立性といえますか、税制でもって産業経済に思わざる影響を及ぼすというようなことがないようにということが一つやはり重要なプリンシプルだと思いますが、そういうこともひとつ考慮して今後の税制をやっていく必要があるかと思えます。

昭和六十年四月八日印刷

昭和六十年四月九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K